

令和8年 佐賀県立学校電力供給に対する質問・回答書

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課

住所: 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話: 0952-25-7223

Mail: kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

質問事項 No.	質問内容	回答
[1]	[2]	[3]
1	旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では、入札時点の約款に基づく燃料費調整額の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 上記が難しく、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費調整額の算定諸元を変更した際は、旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が新たに設けた算定諸元を適応致しますが、その際に契約単価の見直し協議をご対応頂けますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、「力率の変動、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による。」としています。 つきましては、供給期間中に九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等において燃料費調整額の算定諸元の改定があった場合は、毎月の燃料調整額の計算においても反映させていただきます。
2	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)の契約約款第7条において、「乙(受注者)の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲(佐賀県)乙(受注者)協議の上これを改定することができる。」としております。 つきましては、託送料金改定、制度変更、世界情勢の変動等により契約単価の変更が必要な際は、協議が可能です。
3	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金の支払いを複数で分担することはありません。 つきましては、1施設につき1つの請求書の発行で問題ありません。
4	入札保証金・契約保証金の免除申請をする場合、同等実績の契約書写しを1部提出でよろしいでしょうか。	公告に記載のとおり、佐賀県財務規則第103条第3項第2号及び同財務規則第115条第3項第3号に該当する場合は、入札保証金及び契約保証金を免除(又は減額)します。 つきましては、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)」に基づく入札参加資格を有する場合は免除となりますので、別途必要な書類はありません。
5	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者(九州電力株式会社様)の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	仕様書に記載のとおり、「力率の変動、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による。」としています。 つきましては、燃料費調整単価の算出は、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等によるものとしてください。
6	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策による値引きについては、弊社では燃料費等調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
7	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	現在佐賀県では電子請求書に対応しておりません。 つきましては、別紙2特記事項4に記載のとおり、紙の請求書(原本)を仕様書別紙1の学校に毎月送付してください。
8	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 分割請求、または分割支払をご希望の場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますがご了承いただけますでしょうか。	質問事項No.3のとおりです。
9	【請求書の発行について②】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。 また、一括請求の場合、請求書は郵送となり需給施設毎の内訳書については、WEB ページ上での閲覧及びダウンロードをお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。	各施設をまとめた一括請求の予定はありませんので、別紙2特記事項4に記載のとおり、紙の請求書(原本)を仕様書別紙1の学校に毎月送付してください。
10	【契約電力について】 各施設の現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	現時点での契約電力は仕様書記載のとおりです。 500kW以上の協議制契約の場合については、承知しました。
11	【計量日について】 各施設の現在の計量日をご教示ください。	別紙2特記事項12に記載のとおり、「毎月1日午前0時」で統一しています。
12	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	別紙2特記事項3に記載のとおり、「株式会社エネット」です。
13	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告(通知書)を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
14	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
15	【保証金の免除について】 入札説明書16(1)(2)に記載の保証金の免除に該当となるには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。参加資格があれば、免除との認識でよろしいでしょうか。相違がございましたらご教示いただけますでしょうか。	質問事項No.4のとおりです。

質問事項 No.	質問内容	回答
16	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
17	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
18	内訳書を入力する各単価は税込でお間違いないでしょうか。 仮に税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	積算内訳書及び付随する明細書に記載する基本料金および電力量料金は、明細書に記載のとおり税込単価にて記載してください。 なお、入札金額は入札書記載のとおり消費税を含まない金額を記載いただきますのでご注意ください。
19	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金=契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金=使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価+市場価格調整単価）=使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110（円未満切上） ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきます。	入札金額の算定及び端数処理については、様式1入札書のExcelファイルの各セルにて指定のとおりとさせていただきます。
20	入札金額の算定時に力率は明細書に記載の通り100%で計算してよろしいでしょうか。	力率については、明細書及び仕様書2(4)ウ記載のとおり100%で計算してください。
21	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識でお間違いないでしょうか。	燃料費等調整額及び再生可能エネルギー促進賦課金については、仕様書2(6)記載のとおり入札価格の算定時には含めないでください。
22	入札書及び積算内訳書、明細書を同封する封筒のサイズに指定はございますでしょうか。 明細書をA3で印刷するとのことですので、内封筒は角2サイズ、外封筒に関しては角2封筒が入るサイズの封筒、もしくはレターパックプラス等で対応させていただくことは可能でしょうか。	封筒のサイズに指定はありません。 また、郵送方法は書留郵便に限ると記載したのは期限までに入札書が到着した証明となるためです。レターパックプラス等の配達記録が残る方法であれば問題ありません。
23	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札者がいないときは、1回に限り、別に定める日時に再度の入札を行うこととしています。再入札の日時等につきましては、立ち合いの有無に関わらず、入札者全員にご連絡いたします。 つきましては、再入札を辞退される場合は、再入札のご連絡後に、公告等と併せて当県教育委員会ホームページに掲載しておりました「入札辞退届」を提出してください。
24	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高压電力等	現在の契約電力会社については質問事項No.12のとおりです。 また、契約種別については、九州電力(株)における「業務用電力A」に準じています。
25	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約予定はありません。
26	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	別紙2特記事項9に記載のとおり、自家発補給電力の契約はありません。
27	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500kW未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がさせていただきます。 （500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。） （500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。）	現時点で契約電力の変更希望及び予定はありません。 500kW以上の協議制契約の場合については、承知しました。
28	請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	不都合はありません。
29	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中は入札時の約款（2025年4月1日実施約款）の算定方法を継続して請求させていただきますが、問題ないでしょうか。	質問事項No.1のとおりです。

質問事項 No.	質問内容	回答
30	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
31	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	承知しました。
32	支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	契約書(案)では、契約約款第8条第4項において、「甲(佐賀県)は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。但し、乙(受注者)の標準供給条件に「支払期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。」としています。 つきましては、契約時に協議をお願いします。
33	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	質問事項No.7のとおり、電子請求書には対応しておりません。
34	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	現在は銀行振込による支払いを行っており、特段の事情が無ければ今後も銀行振込による支払いを行う予定です。
35	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	質問事項No.3のとおりです。
36	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	基本的には契約書(案)のとおりですが、契約書の内容及び覚書については協議に応じます。なお、仕様書の変更は不可です。
37	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができれば提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)	契約書の提出期限及び契約締結日は、3月末日を予定しています。提出日の設定については、協議に応じます。
38	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	質問事項No.4のとおりです。
39	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	質問事項No.4のとおりです。
40	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	質問事項No.4のとおりです。
41	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
42	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	提出する書類の日付は提出日を記載してください。なお、別紙2特記事項1に記載のとおり、開札日を記載した入札書は無効ですのでご注意ください。
43	自家発補給電力の契約はありますか。	質問事項No.26のとおりです。
44	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	増設工事等により1施設当たりの契約電力が500kW以上となる見込みはありませんが、仮に協議制となる場合には協議に応じます。
45	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。また、契約電力(kW)は常備線と同一ですか。	質問事項No.25のとおりです。
46	現在の計量日をご教示ください。	質問事項No.11のとおりです。
47	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承くださいませでしょうか。	送電開始日と現在の計量日は相違しておりません。
48	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	別紙2特記事項11のとおり、全ての学校に設置しています。
49	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますか。	入札書及び付随する積算内訳書、明細書の綴じ方及び押印の指定については、別紙2特記事項の2のとおりとさせていただきます。 また、入札書を郵送提出する場合は、入札説明書の13カに記載のとおり、二重封筒とさせていただきます。
50	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	様式1に付随する明細書に記載する基本料金および電力量料金は、明細書に記載のとおり税込単価にて記載してください。 また、端数処理については各セルにて指定のとおりとさせていただきます。
51	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。	質問事項No.5のとおりです。
52	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	質問事項No.5のとおりです。
53	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いての応札、契約締結は可能ですか。	質問事項No.1のとおりです。

質問事項 No.	質問内容	回答
54	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	質問事項No.1のとおりです。
55	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。(開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です。)	開札結果は、落札者決定日から起算して72日以内に公示を佐賀県公報により行います。 公開範囲は下記のとおりです。 (落札決定者の公示内容) (1)落札に係る物品等の名称及び数量 (2)契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 (3)落札者の相手方を決定した日 (4)落札者の相手方の氏名及び住所 (5)落札金額に係る契約金額 (6)契約の相手方を決定した手続き (7)公告を行った日 (8)その他必要な事項 なお、落札者が決定したときは、入札者全員に電話にて落札結果を連絡予定です。
56	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日まを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	振込手数料については承知しました。 支払期日については、質問事項No.32のとおりです。
57	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
58	1地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承いただけますでしょうか。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承いただけますでしょうか。 ⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねますがご了承いただけますでしょうか。	質問事項No.3のとおりです。
59	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか。)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	質問事項No.3のとおりです。
60	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	承知しました。
61	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	質問事項No.9のとおりです。
62	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	承知しました。
63	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
64	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
65	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	質問事項No.23のとおりです。
66	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	質問事項No.36のとおりです。
67	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	質問事項No.37のとおりです。
68	入札保証金、契約保証金を免除いただきたい場合、追加で提出が必要な書類などはございますか。ある場合には、詳細をご教示いただけますか。	質問事項No.4のとおりです。
69	市場連動プランでの応札が可能の場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。	市場連動プランでの応札はできません。
70	契約代金の支払いについて 一般送配電事業者が所有する計量装置以外に、計量装置が設置されており(子メーター)、且つその計量装置ごとに請求を分ける必要はありますか。	子メーターを設置している施設はありますが、子メーターごとに請求を分ける必要はありません。
71	入札時の計算式の詳細について 端数処理における各項目に適用する単位が円か銭かご教示ください。 例:税抜き単価:小数点第2位まで(単位円)	質問事項No.19のとおりです。
72	落札した場合、過去の30分値を提供していただくことは可能でしょうか。	可能です。
73	落札情報は公開されますか。公開される場合は日程と公開場所をご教示いただくこと可能ですでしょうか。	質問事項No.55のとおりです。
74	契約書(案)について、落札した場合はその内容についての協議は可能でしょうか。	質問事項No.36のとおりです。
75	入札書の封筒に割印は不要となりますか。	入札説明書13カに記載のとおり封筒は密封する必要がありますが、割印(厳封)までは不要です。

質問事項 No.	質問内容	回答
76	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。(例:使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	入札説明書19支払条件に記載のとおり、計量日は毎月月末の24時(翌日午前0時)としておりますので、問題ありません。
77	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。	承知しました。
78	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。	承知しました。
79	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	承知しました。
80	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけます。分担支払いは請求書でのお振込みのみとなり、口座振替は対応しておりませんがよろしいでしょうか。なお、分担後の請求書の発行はできませんのでご了承ください。	質問事項No.3のとおりです。
81	契約書(案)第6条に「毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を甲に通知しなければならない。」とありますが、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをご利用いただくことでよろしいでしょうか。	契約書(案)の契約約款第2条において、「約款に定める・・・通知・・・は、書面により行わなければならない」としているため、原則として書面で通知してください。なお、請求書及び請求明細書については電子請求書に対応していないため書面での提出が必要ですが、電力使用量の通知については協議に応じます。
82	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において旧一般電気事業者が適用している約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。	質問事項No.1のとおりです。
83	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
84	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	質問事項No.2のとおりです。
85	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書(案)の契約約款第14条において、「この約款に定めのない事項については、乙(受注者)の定める標準供給条件(九州電力管内)に準ずるものとし、必要に応じて甲乙協議して定める。」としています。そのため、仕様書および契約書に定めのない事項については、必要に応じて協議が可能です。
86	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	承知しました。
87	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	1年間契約を行うことを前提として入札しています。契約期間と異なるなどあった場合、協議します。
88	(別紙2)特記事項No.5の1新增改築予定の3施設について、供給地点特定番号が追加される施設はありますか。ある場合には対象施設を教えてください。その場合、新築の施設については今回の入札には含まれないということよろしいでしょうか。	3施設について、供給地点特定番号が追加される予定はありません。
89	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承くださいませでしょうか。	今回の入札案件に制限中止割引の適用は考えていません。
90	弊社落札の場合、電気事業法にもとづく契約締結前および契約締結後の書面交付(契約の更新時および変更時における契約締結前および契約締結後の書面交付も含まれます。)について、電子メールを送信する方法(PDF、テキスト等)等、電磁的方法により行うことをご承諾いただけますでしょうか。	契約書(案)の契約約款第2条第1項に定める請求、通知等は原則書面での提出となります。これ以外の書面については個別に確認のうえ対応しますので事前にご確認ください(例えば、重要事項説明書の電子メール送付は可)。
91	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいませ。	質問事項No.55のとおりです。
92	入札書の提出方法について、学校別明細書の枚数が多いため、両面印刷での提出は可能でしょうか。	入札書の明細書を片面印刷・両面印刷と明示していないため、どちらでも入札書を受け付けます。しかし、片面印刷をして頂けると内容確認を行いやすいので可能であれば片面印刷をよろしくお願いいたします。
93	学校別明細書のエクセルに関して、(i)電力量料金の年合計欄の小数点以下が表示されませんので、小数点以下を表示するように変更してよろしいでしょうか。また、(m)月別電気料金金額は小数点以下切捨て計算となっておりますので、月別金額欄の小数点以下の表示はなしでもよろしいでしょうか。	明細書の表示については、変更はせずにご使用ください。
94	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に更改いただくことは可能ですか。	質問事項No.36のとおりです。
95	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	質問事項No.32のとおりです。
96	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	遅延利息は●政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を本県の契約で使用しており、現時点では年2.5%となります。(2026年4月1日以降の契約締結であれば年3.0%)
97	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
98	「入札保証金・契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。もし契約書の写し等が必要な場合、契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報(ホームページ画面抜粋等)をまとめた書類での代用は可能ですか。	質問事項No.4のとおりです。

質問事項 No.	質問内容	回答
99	仕様書や契約書(案)に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 (弊社落札後、九州エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)	その認識で問題ありません。
100	郵送にて入札に参加するのですが、再度入札となった場合は入札を辞退する予定です。再度入札辞退届の提出の必要はございますか。 また、辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを提出するという形でよろしいでしょうか。	質問事項No.23のとおりです。
101	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	どちらの方法にも対応可能ですが、現在は請求書に基づく銀行振込みを行っています。 また、本県の指定金融機関は「株式会社佐賀銀行」です。
102	受変電設備の改修工事をされる学校がありますが、同容量での改修でしょうか。 また、増量の場合、どの程度の増設かご教示いただけますでしょうか。	予定では、神埼清明高校にて100kVAの増設(現行400kVA→改修後500kVA)を見込んでいます。
103	弊社は単価及び検針結果についてはWEB上でのご確認となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	請求に必要な内容は書面にて提出してください。 検針結果の通知については協議に応じます。(質問事項No.81参照)
104	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	落札金額等の公表はホームページ、公報で行います。また、その際、総額以外の詳細単価は公表を予定していません。
105	燃料費等調整単価について ・請求金額算定に伴う、燃料費等調整単価については、九州電力高圧用(2025年度4月見直し後の市場価格調整を適用のお客様)に適用される値を採用との認識でお間違いないでしょうか。 (参照:2025年度3月分-3.23円、2026年度4月分-1.13円) ご参照 九州電力 燃料費等調整単価表について: https://www.kyuden.co.jp/business/menu/adjustment-past.html	お見込みのとおりです。 ※2025年度3月分:燃料費等調整単価-3.23円(うち電気・ガス料金支援-2.3円)
106	その他 請求書について ・請求書について印影なし(代表者名、責任者・担当者名および連絡先記載)が通常となりますが、ご了承いただけますでしょうか。印影がやむを得ず必要な場合、電子印(法人印)のご対応となります。	請求書への押印は不要です。
107	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。 半額算定の計算式は、以下のとおりです。 〈計算式〉基本料金(未使用月)=契約電力(kw)×基本料金単価(円)×0.5	別紙1掲載の施設において、電気を全く使用しない月は想定しておりませんが、仕様書に記載のとおり、「力率の変動、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による。」としていますので、基本的にそれに準じます。
108	燃料費等調整単価について ・当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が、燃料費等調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。その場合、契約単価(基本料金・従量料金単価)と燃料調整費について、協議に応じて頂けますでしょうか。	質問事項No.2のとおりです。
109	請求書アップロードタイミングについて ・弊社の毎月の請求書発行は検針日にかかわらず月初(第6~10営業日)となりますがご了承いただけますでしょうか。 (例)毎月1日検針の場合:3月1日検針日から4月1日検針日前日ご使用分は4月の第6~10営業日請求書発行 毎月1日以外での検針の場合:3月15日検針日から4月15日検針日前日ご使用分は5月の第6~10営業日請求書発行 ※上記例の検針日はあくまでも参考です。	承知しました。 なお、請求書については別紙2特記事項4に記載のとおり、紙の請求書(原本)を仕様書別紙1の学校に毎月送付してください。
110	契約料金について 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	質問事項No.2のとおりです。
111	契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	質問事項No.85のとおりです。
112	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	質問事項No.7のとおり、電子請求書には対応しておりません。
113	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	質問事項No.55のとおりです。
114	1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。(例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。	質問事項No.3のとおりです。
115	自己託送契約の有無、自己託送がある場合はその内容(契約電力(kw)、仕様想定量(kWh)、送電先施設)をご教示ください。	該当はありません。
116	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示願います。また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	質問事項No.4のとおりです。
117	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
118	仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について、協議いただくことは可能ですか。	質問事項No.36のとおりです。
119	入札金額の積算については、指定の内訳書を使用し積算いたしますが、弊社は、下記記載の端数処理を用いて電気料金を算出いたします。仮に弊社が落札した場合、以下を適用することとなりますが、よろしいですか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)。 ・基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切り捨てる)	承知しました。
120	明細書に単価のみ入力し、使用量の変更等は行わないように記載がありますが、常時分基本料金欄の計算式は端数処理せず、小数点第2位まで表示する設定となっているため、小数点以下の数値が999となった場合、自動的に繰り上がり、1の位の数値が変わってしまいます。その場合、月別電気料金金額の数値が、手計算する場合と1円相違してしまいますが、問題ありませんか。	問題ありません。
121	入札金額は、全施設の合計となりますが、基本料金・電力量料金の単価を施設ごとに設定することは可能という認識で相違ありませんか。	施設ごとに違う単価で算出されて問題ありません。
122	郵送にて入札書を二重封筒にて送付する際、明細書が多数となりますので、明細書は両面印刷して提出してもよろしいですか。 また、封筒のサイズや、密閉する際の封緘印について、指定はないという認識でよろしいですか。	入札書の明細書を片面印刷・両面印刷と明示していないため、どちらでも入札書を受け付けます。しかし、片面印刷をして頂けると内容確認を行いやすいので可能であれば片面印刷をよろしく願います。 また、封筒については密封されていればよく、サイズの指定及び封緘印(厳封)の指定はありません。

質問事項 No.	質問内容	回答
123	入札保証金および契約保証金について、免除申請に必要な書類及び提出期限等がございましたら、ご教示お願いいたします。	質問事項No.4のとおりです。
124	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	落札後において契約書の内容の協議には応じますが、記載されている乙（供給者）の通知だけの一方的な変更の文言は記載しない見込みです。
125	燃料費調整額について、「九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
126	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	質問事項No.5のとおり、燃料費等調整額の算定は九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件等に基づくこととしており、各社の独自に定める燃料費調整額による契約はできませんので、お考えのケースには該当しません。 また、落札者の決定方法については、公告の15(1)のとおり、「有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者」とすることとしており、また、入札説明書の13(3)ウ及びエのとおり「契約電力に係る基本料金及び使用電力量に係る使用電力料金の総額」を比較しますので、至近の燃料費等調整額の実績は考慮しておりません。
127	支払について、口座振替、指定口座への入金、納付書による振込のいずれにも対応可能でしょうか。	いずれも対応可能です。